

平成 23 年度第 1 回 芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成 23 年 7 月 21 日 (木) 15:00~17:30
場 所	北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 執 委員 天津 一郎 委員 朝倉 己作 委員 木村 嘉孝 委員 進藤 昌子 委員 丸谷 美也子 委員 福田 晶子 委員 遠藤 哲也 委員 堀 友博 委員 磯森 健二 欠席委員 須山 徹 欠席委員 島 サヨミ 欠席委員 加納 多恵子 欠席委員 東根 史郎 事務局 余吾 康幸 川原 智夏 山本 直樹 西川 隆士
事務局	障害福祉課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	1 人

1 会議次第

- (1) 委嘱状交付
- (2) 市長挨拶
- (3) 委員・事務局自己紹介
- (4) 委員長・副委員長の互選
- (5) 議題

第 3 期計画策定の概要について
アンケート調査の実施について

2 提出資料

策定委員会レジュメ

資料1 策定委員会委員名簿・策定委員会設置要綱・策定スケジュール

資料2 障害福祉計画について（第3期計画の基本理念等・第2期計画の概要等）

資料3 アンケート調査票の変更分（当事者用）

アンケート調査票（当事者用）

アンケート調査票（事業者用）

3 審議経過

開会

【中田委員長】

それでは事務局から議題の説明をお願いします。

【事務局西川】

資料2「障害福祉計画について」に基づき第3期計画策定の概要を説明

【朝倉委員】

数値目標のところですが、これは芦屋市の施設で、なおかつ芦屋市民のということですか。

【事務局西川】

対象施設については芦屋市のみではありません。市外の施設に入所している方も芦屋市で支給決定されている方は居住地特例により、対象者となっています。

【朝倉委員】

芦屋にも施設がいくつかありますよね。そこでの芦屋市民の方の利用の数でしょうか。

【事務局西川】

そうです。芦屋で支給決定を行っている方のサービス見込量となります。

【朝倉委員】

そうすると、芦屋で支給決定されている方であれば、他の市に出ている方も対象ですか。

【事務局西川】

はい。そうなります。

【中田委員長】

他市からの利用者については、カウントされないわけですね。

【事務局西川】

そうです。

【木村委員】

第5次の障害者（児）福祉計画と、今回の障害福祉計画との関連について教えてください。

【事務局余吾】

障害者（児）福祉計画は市の基本計画、中期計画であり、期間が21年度から26年度までの6年間となっております。こちらの計画については市の障がい福祉施策に関する基本的な方向性や具体的な施策を定めたものになっておりまして、障害福祉課が実施しているものだけでな

く市のいろいろなところで実施している障がいに関する施策をすべて網羅したものになっています。今回策定をお願いする障害福祉計画につきましては、障がい福祉サービスと地域生活支援事業が中心になってまいりますので、その意味では障害福祉課が実施している事業の3年間の見込みや地域移行の数を見込んで立てていく計画となります。あくまで障害者（児）福祉計画が基本計画で、障害福祉計画はそのうちの施設の利用等に係る部分の実施計画であるとお考えいただければ結構です。

【中田委員長】

私は、今の説明があまりよく判りませんでした。障がい者（児）の施設利用に関する実施計画となると、芦屋市障害者（児）福祉計画第5次中期計画と一緒にすよね。

【事務局余吾】

今回策定をお願いしているこの障害福祉計画におきましては、いろいろなサービスの3年間の見込量をまず立てていただきます。

【中田委員長】

第5次のほうは。

【事務局余吾】

市が実施している個別事業のうち、6年間でどの事業を実施するかについて定めている計画です。

【中田委員長】

第5次と障害福祉計画で、重なる部分があるのですか。

【事務局余吾】

ございます。第5次は21年度から26年度の6年間で、第3期障害福祉計画は24年度から26年度の3年間ですので、今回の障害福祉計画は第5次の後期にあたります。そういう意味で、期間的には重なって進行していく形になります。

【中田委員長】

第5次がベースとなっているために、障害福祉計画はそこから矛盾したことはできないわけですね。

【事務局余吾】

第5次において6年間の基本方針が定められているため、やはり逸脱した形にはできないと考えております。

【堀委員】

委員長が言われたこととほぼ同じ発言になりますが、今までの話を聞いていると、ルールがすでに敷かれていてそれに沿った予定調和の会議をしていってくださいと言われてるように思えます。僕は新しい風を吹き込みに来たのですが、どうでしょうね。

【事務局余吾】

第5次の基本計画はいわば各市が自由に定められる部分があります。しかし、障害福祉計画については国の基本指針があり、県からの策定方針がまた出てきます。当然まったく加味できないわけではありませんが最低限これだけは決めてくださいという部分が示されており、その

数値を市が策定した後県に報告する、さらに県が国に報告するシステムで、全国的にどのくらいのサービスが必要なのかを国が把握する意味合いが非常に大きいものとなっておりますので、一定ルールが敷かれている事実は否めません。

【磯森部長】

第5次の中期計画は、障がい者施策全般に関わる理念や基本的な方針を定めている計画です。そのため具体的な数値目標は挙がっていません。それに対して今回策定をお願いしている障害福祉計画は、具体的な数値目標を挙げるものです。両者にはそういう違いがあると思います。

【堺副委員長】

前回の国会で発達障がいも含んだ総合福祉法のつなぎ法案が通ったため、さきほどの基本理念のところの三障がい一元化には少し配慮が要ると思います。それから総合福祉法は25年8月までの実施をめざしているため、第3期障害福祉計画の途中になります。どれだけの改革案を国が出すかは別にして、この策定においても必ず大きな変化がある年だと認識してアンケートの設問設定に入っていきべきでしょう。従って発達障がい関係の設問が少ないのは、基本理念のところボタン掛け違えがあったのではないかと思います。

【中田委員長】

発達障がいと高次脳機能障がいについての設問も一定入ってはいますが、これらがキーになるでしょう。総合福祉法に、発達障がいと高次脳機能障がいも含まれるようになると思いますか。

【堺副委員長】

入るでしょうね。ただ、総合福祉法の内容について中間報告の段階で厚生労働省が出したのはゼロ回答でした。従って、総合福祉法ができるまでのつなぎ法案がそのまま通る危険性はあります。

【事務局余吾】

今回の障害福祉計画期間については24年度から26年度までとなっております、もちろん我々もそれを念頭に置いて策定するわけですが、総合福祉法ができた折には国が見直しを図る可能性があるとお聞きしております。ですから、3年間で策定しても総合福祉法ができて国が見直すとなれば、今回の障害福祉計画を再度検討する運びになるかと思います。

【事務局西川】

資料3「芦屋市第3期障害福祉計画」策定のためのアンケート調査票に基づきアンケート調査の実施について説明

【中田委員長】

事業所用のアンケート調査票についての説明は後にしてください。まず個人用のアンケート調査票について、ご質問、ご意見ございましたら。

【堺副委員長】

65歳未満の障がい者手帳所持者は、何人いますか。

【事務局西川】

約1,400人です。

【堀副委員長】

その全員に調査票を配布するわけですね。では、年齢的に下の人は。

【事務局西川】

年齢に下限がないかというご質問ですか。下限はありません。65歳未満の方が対象です。

【堀副委員長】

例えば、5歳児も調査票配布の対象ですか。

【事務局西川】

はい。療育手帳をお持ちの方すべてに配布する形になります。

【事務局余吾】

今のご質問につきまして、現時点での正確な数字を申し上げます。65歳未満の手帳所持者は合計で1,416人おられます。内訳としましては、身体の手帳をお持ちの方が804人、療育手帳をお持ちの方が390人、精神の手帳をお持ちの方が222人でございます。サービスの区分で18歳未満と18歳以上の内訳についても念のため申しますと、身体の18歳未満の方が42人、18歳以上の方が762人、療育手帳の18歳未満の方が135人、18歳以上の方が255人、精神の18歳未満の方が2人、18歳以上の方が220人です。また、合計1,416人の内訳としましては18歳未満の方が179人、18歳以上の方が1,237人でございます。

【朝倉委員】

私ども育成会で親亡き後をテーマにアンケートをとったところ手帳所持者約400人のうち育成会の会員60人からの回答ですが、ほとんどが施設並びにケアホームでの生活を希望しているとの結果が出ました。現在、芦屋の施設状況はほぼ満員だそうです。育成会の親の年齢は相当高齢で非常に不安を抱えている状況を鑑みると、どうしても3年後ではファジーすぎます。340人が親亡き後どうしたいと思っているのか判っていない現状において、地域移行をどう考えておられるのでしょうか。

【堀委員】

朝倉委員のご発言に全面的に賛同いたします。やはり保護者亡き後自分ひとりで生活していく自信のない我々当事者が大勢おります。そういう者たちが保護者亡き後でも安心して生きていける社会をつくるのがまさに急務だと思います。それから、もうひとつ私からあるのですが、日中に関する活動には割と注目されていますが、夜間が注目されていません。例えば統合失調症の方が夜間に調子を崩して非常に不安な状態に陥ったとき、相談できる窓口がどこにもない現状があります。ひとり暮らしで夜眠れず部屋の片隅で震えている精神障がいの方もいらっしゃいますし、あるいは親と同居されている方でもご両親が疲れ果ててしまって家族全員がぼろぼろになっている状況も現実でございますので、夜間の相談窓口、ナイトケアもこれから意識的に考えていかなければならないと思っています。

【中田委員長】

日中の暮らし方についての設問はあるが夜間についての設問がない、夜間の相談窓口が必要だとのご意見でした。確かにそうですね。

【堀委員】

夜に大きな不安に襲われて眠れず、パニックを起こして膝を抱えて震えている方がたくさんおられます。真夜中に友だちに電話をかけるわけにもいかない、親は疲れ果ててしまっている、日中は対応してもらえても夜に専門家に繋がる場所がなく、ただただ苦しみ続けている現状があります。

【事務局川原】

今回あえて3年後と設定した経緯を申し上げます。育成会で親亡き後についてのアンケートをとられたその結果については、我々も重々承知しております。地域移行と言われるなか安心して生活できる場を求めていらっしゃることは把握しておりますが、それがいつなのか。実はある事業所が最近ケアホームに空きが出たので入所希望を募ったところ、希望される方がいませんでした。親亡き後という表現が非常に曖昧で、直近としてケアホームを必要としているのか、親がいる間は家で生活したいと思っておられるのかが判りにくい部分がありましたので、今回は3年間の計画という点に着目して各項目に3年後と設定した次第でございます。それから、堀委員のご意見も非常に大事で、例えば今回のアンケートでしたら7ページの間15、3年後も地域の中で暮らし続けるためには特にどのようなことが必要ですかの選択肢17、その他のところに夜間の相談サービスを例として挙げられるかと思えます。

【朝倉委員】

育成会のメンバーで言うと、3年後ではほとんどの人が今のままです。要は通所の方は通所、自宅の方は自宅、死ぬまでは自分で面倒を見ようと思っている親が圧倒的です。

【進藤委員】

アンケート調査の項目は、行政側でつくられたのですか。

【事務局余吾】

案として、提示させていただいているところでございます。

【進藤委員】

いいことも書いてありますが、当事者や関係者を入れてのアンケート調査票をつくれないうのですか。これは、行政側だけが考えてつくのでしょうか。

【事務局余吾】

一からつくるのはなかなか難しいので、叩き台として提示させていただき、この場でご意見を伺いたいと考えております。

【堀委員】

こういったアンケートに我々当事者が答える上での問題点がひとつあります。文章を書く、言葉で表現することが得意ではない当事者の方が圧倒的に多く、言いたくてもそれを表現できないもどかしさがありまして、そのような方々の声をどう拾っていくかがとても難しいと思います。

【中田委員長】

回答していただく方への工夫は、何か考えておられますか。

【事務局西川】

できるだけ自由記述を少なくするようにしていますが、どのような選択肢を入れるかなどについてご意見いただけましたら、修正を図りたいと考えております。

【堺副委員長】

市が全数検査を済ませていて、すでに判っている項目については省いてはどうですか。なぜなら、入院している人もいるのに丁寧に答えようとすれば何時間もかかる 15 ページもの設問に我慢できるだろうかと思うからです。

【事務局西川】

例えば程度区分や手帳所持の問題ですが、今回提出していただいた方のなかからクロス集計を行って、どのような方が答えているかを調べます。それを出すための必要な設問になりますので、こちらを抜くのは難しいかと存じます。

【堺副委員長】

当事者の目線でアンケート調査をしていますか。クロス集計も大事かもしれませんが、当事者にある程度配慮して判っている項目は省いてもいいのでは。どうしても全項目聞かなくては いけませんか。

【事務局余吾】

すべてが返ってきたとすれば発送した内訳をこちらで把握できますが、今回は 55% くらいの回収率だったと思います。アンケートが返ってきたなかでどの手帳を所持されている方がどういったご意見を持っていらっしゃるかを出すためには、お手数でもご記入いただかないと集計が困難になります。

【堺副委員長】

自分が当事者であると想像して実際に回答してみたのですが、大変でした。提出する・提出しないにも理由があり、市に期待すること・期待しないことがすでに決まっていて出さない人もいれば、積極的に出す人もいます。提出した人だけをクロス集計するのにどれだけの信憑性がありますか。当事者の目線でアンケート調査をして、できること・できないことを把握したほうが良いと思います。

【福田委員】

このアンケートの対象者が 65 歳未満であるのは、介護保険との兼ね合いがあるからですね。そこで確認したいのですが、65 歳以上で芦屋市に住所を置いている障がい者の方全員が介護保険に移行されているのでしょうか。例えば、障がい者の施設に入ったまま 65 歳を迎えられても地域移行が難しく介護保険にそぐわない方は芦屋市にはおられない、と理解してよろしいですか。

【事務局西川】

施設で 65 歳以上になられている方にはそれだけ重度の方が多く、本来ならば介護保険に移るわけですが、それが本人のためにならないと思われる方についてはそのまま障がいの制度を利用していただいています。そういった方への調査としましては、事業所にアプローチをかけて、事業所の方に地域移行の有無などを聞くようにしております。地域移行がなかなか難しい方に

対して芦屋市のサービスの状況を聞くことに意味がないとは申しませんが、施設に入ってなかなか帰ってこられない方にそれをお聞きするのは難しいと考えられますので、施設に調査票を送らせていただき、そこで地域移行の数を把握する形にしております。

【福田委員】

65歳以上で介護保険を併用しながら地域生活支援事業を使っておられる方については、今回の調査対象ではないわけですね。

【事務局西川】

総数的には多くありませんが、身体障がいや精神障がいをお持ちの方で主に介護保険を使いながら移動支援も使っている方はいらっしゃいます。そういう方につきましては、今回の調査対象ではございません。

【事務局川原】

前回65歳以上の方を含めて無作為抽出で調査しましたところ、60歳以上の方が7割くらいを占めてしまい、かなりの方が介護保険の対象でした。そのなかで就労について聞くと、就労できないと答えている方が多数おられ、それをよく見てみますと65歳以上の方が多く含まれていて、我々が知らなければならない実態が見えにくくなってしまいました。基本計画であれば全般にかかわるため年齢は関係なく聞くべきだと思いますが、障がい福祉サービスには一応年齢の区切りがありますので、あえて今回はクリアに判るように65歳未満の方を対象に調査する形を提案させていただいております。

【福田委員】

今後サービスを利用される方や地域移行されていく方の意向を反映させるためのアンケートだと理解してよろしいですね。あと、ルビも必要では。

【事務局西川】

この案が最終的に固まりましてから、ルビを打つ予定になっております。

【中田委員長】

視覚障がいの方用に、点字の調査票はつくらないのですか。

【事務局西川】

今のところ点字の全訳までは考えておりません。ヘルパーさんがかなり入っておられますので、ご協力をお願いできると思います。

【遠藤委員】

点字の全訳をされない理由を教えてください。

【事務局西川】

点字が読める方ばかりでもなさそうで、視覚に障がいがあって生活が不自由な方にはヘルパーさんがついていてと考えられ、ご家族がいらっしゃれば手助けしていただけますので。

【遠藤委員】

そこは平等をお願いします。自分でゆっくりと点字を指でなぞって考えながら読むのを希望される方が全国的には多く、晴眼者と同じ条件がベストだと思います。話は変わって、東日本大震災が起こったため、アンケートに「災害への備えについて」を入れられたのですが、

そこで質問です。市で防災計画もつくられていると思いますが、我々が策定しようとしている障害福祉計画には防災面が実際どのくらい反映されるのでしょうか。芦屋もかなり南に拓けてきており、東南海・南海地震が連動して起こった場合、津波がこれまでの想定を大きく上回ると予測されるため、参考として一時的に避難する施設が挙げられています。そのなかに民間マンションもありますが、その屋上に居住者以外の方が上がれるのでしょうか。第一、防犯面からオートロックなど入ること自体できない構造になっていると思いますが。具体的なマンション名が出ているものの、本当に入れるのかというのが市民目線での素朴な疑問です。入れるのであれば、備考欄を設けてその旨を記載しておくほうが親切ではないでしょうか。

【堺副委員長】

これは、どの程度契約しているのですか。津波警報が発令されれば、無条件でマンションの屋上に上がれますか。

【事務局余吾】

民間マンション等ここに挙げている分につきましては、屋上までは判りかねますが、津波が発生した際は3階以上の共用廊下部分に一時避難できる、と防災安全課で定めているようでございます。

【堺副委員長】

防災安全課と民間マンションの間でどういう協定がなされているのかを我々は知りたいわけです。東南海・南海地震の規模をどの程度想定しているのかも、後で調べておくべきでしょう。

【事務局西川】

例えば普段はオートロックになっているが、津波発生時にはそれが解除されて入れるようになるかといったことですね。

【遠藤委員】

それを防災安全課に問い合わせたところ、開けてもらいますと簡単に言っておりましたが、あり得ません。いざ災害となると自分を守るのに精一杯で、障がい者のために鍵を開けるなんて考えてもらえない。それにマンションの構造上、共用部分自体が入れないと思います。

【堺副委員長】

防災安全課の仕事かどうかは判りませんが、マンションの管理規定をチェックしておくべきです。命にかかわる事態で、タイミングとしてもいいため、詳しく調べてください。

【朝倉委員】

安心感のために参考部分があるのですから、福祉避難所が2箇所設定されている情報も明記しておいたほうがいいと思います。これを知っている人はほとんどいません。

【事務局余吾】

我々もそれは考えました。ただ、防災マップのなかに避難所として福祉センターは挙げていません。現在、福祉避難所は二次的な避難所の扱いになっているからです。もちろん障がいのある方が行かれた場合受け入れは可能だと思いますが、防災計画上はまず指定の避難所に行ってください、その後福祉避難所に行く必要がある方に移っていただく運びになっています。福祉避難所はここですと表立って出ていない現状があるため、今回は外した経緯がございます。

【木村委員】

問 18 ですが、自立支援法における介護給付の項目が全部カバーされていますか。

【事務局西川】

全部カバーしているわけではございません。芦屋市で現在支給されている部分と、これまでに支給されている部分は記載しておりますが、自立支援法が施行されてから今まで1回も受けられていないサービスにつきましては抜いています。

【木村委員】

問 17 の障がい福祉サービスを利用していない理由の1にサービスを受けるほど障がいの状態が重くないからとありますが、我々が問題意識として持っているのは、サービスを受けたいのに提供してくれる人がいない実態です。でも選択肢にそういった項目がありません。サービスを受けたいが提供してくれる資源がない、だから受けられない、そこをきっちりつつかんでおかないといけないので、選択肢に「サービスを提供してくれるところがない」を加えてください。

【堺副委員長】

要するにサービスの種類にニーズを合わせようとしているため、こういう設問で嫌気がさす人が多くいるのだと思います。サービスの種類を羅列していても、ほとんどの人が判っていません。ニーズ調査結果に合わせたサービスの種類および提供が必要ですが、これはサービスの種類に合わせたニーズ調査で、長年この方法で通しています。こういうサービスの種類があります、利用しますか利用しませんかという聞き方で、既存のサービスの種類に合わせたニーズ調査です。そのためイレギュラーなものが出てくる事態になります。それをどこかで補う設問をしておくほうがいいでしょう。サービスの種類に精通している人は、プロでもないと思います。

【堀委員】

何を聞かれているか判らない人がほとんどだと思います。僕たち当事者の立場から言わせてもらえば、津波や福祉サービスなどの情報が入ってこない、情報の入手方法を知らない、情報を入手しようと思っても日々を生活しているだけで精一杯でそんな気力がない、半ば知っていても毎日を生きているだけで力尽きており情報を拾っている気力も余力もない、それが現実です。

【中田委員長】

でもサービスの羅列を見て、こんなサービスがあるのか、使ってみようとはなりませんか。

【堀委員】

この羅列を見た時点で理解不能というのが第一印象です。難しい言葉が並んでいるだけで、意味が判らない実情があります。

【堺副委員長】

問 19 がニーズをカバーするような設問にはなっていますね。

【中田委員長】

問 19 を先に持ってきてはどうですか。

【事務局川原】

問 19 を問 18 の前に持ってくるようになりますと、問 20 が問 19 に関連した設問なので、これも動かさないといけません。

【中田委員長】

問 19 と問 20 を合わせて問 18 の前に持ってくる、あるいは 5 の障がい福祉サービス等よりも 6 の生活全般を先に聞くほうがいいかもしれません。また堀委員が言われたように、読んでも理解できない人たちに書いてもらうわけですが、横で説明してくれる人がいれば判るのでは。

【朝倉委員】

それは親でないと判りません。知的の人に 3 年後どうしたいかと聞いても答えられるはずがないでしょう。

【塚副委員長】

計画の最終年度に完成すればいいというものではありません。従って、3 年後という表現はどうでしょう。将来に置き換えてもいいのでは。3 年後とは、我々策定委員から見た文言です。

【堀委員】

現実問題として、文字を書くのが難しい方に、これに答えられると思いますか。

【中田委員長】

回答者が誰になるかにもよりますね。

【堀委員】

代理人を立てて回答したところで、本人の意思がアンケートに反映されているかどうかは判りません。最初からはじかれているようなものです。

【中田委員長】

はじくつもりはまったくないので、ぜひそういう方に回答していただきたいと工夫を考えているところです。朝倉委員が言われたように、家族が回答するしかないのかもしれませんが、どうすればいいでしょうね。

【塚副委員長】

コミュニケーションの手段としては、今のところこれしかないでしょう。ですから私は誠実に答えていただけるために、中身を検討する必要があると言っているのです。あらかじめ調査済みの設問は省いて本当に聞きたい部分をクローズアップし短時間で書けるようにする、難解な専門用語には注釈をつけるなど。

【堀委員】

今ここにいらっしゃる中で 9 ページのケアホームとグループホームの違いを判っている方は何人いるでしょう。

【事務局余吾】

今回は数値の見込みを立てなければならず、これまでの推計からある程度判るものの、それでもやはり今までの推移とは違った意向が出るかもしれないと考えたため、あえて現在市が提供しているサービスの羅列にしています。確かに判りにくいと思いますが、かといってここを一生懸命説明すると 3～4 行もかかって、さらに読む意欲をなくしてしまう難しい面があり、

やはり項目ごとに聞いていくしかないと考えております。ただ、おっしゃるようにケアホームとグループホームの違い、就労継続支援A型とB型の違いは特に判りにくいので、少し工夫しなければいけないと思っています。

【中田委員長】

でも、少なくとも就労移行支援や就労継続支援A型、B型を利用している人は判っていますよね。

【朝倉委員】

親が判っています。

【事務局西川】

就労継続支援B型には市内の具体的な事業所名を入れておりますので、そこに行かれている方には、自分がここに当てはまると判っていただけると思います。

【朝倉委員】

芦屋市には、グループホームはありません。ケアホームだけです。

【堀委員】

私と一緒に働いている仲間のうち、A型とB型の違いが判る人はそれほど多いとは思いません。「ライラック」という場所があり、皆で働いて充実した日々を送るために来ているのであって、A型があるらしいと耳に入ってきて、それと今僕たちが働いているB型との違いを明確に説明できる当事者は多数ではありません。

【中田委員長】

A型に入るかB型を利用するかは、どのように決めるのですか。

【堀委員】

僕の場合は知識もなしに人づての縁で、まず当時は作業所と呼ばれていた「はまゆう」に入りまして、今いる就労継続支援B型の「ライラック」に登録変更しました。あらかじめ判っていてそういう場に繋がる人のほうが少なく、人づてに話を聞いて行って見て、何気なく通っているうちにそこに行くのが当たり前になっていくような繋がり方をする人が大多数です。

【中田委員長】

そうして繋がっていただける方はいいですが、どこにも繋がっていない方をどこかに繋げるためにも、これだけのサービスがあると挙げたほうがいいと思います。ご家族を含めたどなたかが気づいてくださることが大きいのでは。

【堀委員】

そのためには、誰にでも判る言葉で宣伝してほしいと思います。このままでは言葉が難しくなります。

【中田委員長】

サービス名そのものが、判りにくいのですか。

【堀委員】

理解していることを前提に進めていっても、そうではない親御さんたちはついていけません。そういう人たちの目線に立って、物事を進めていってほしいと思います。

【中田委員長】

おっしゃる内容はよく判りますが、私たちも努力してこのようなアンケート案ができたわけです。ここをこのようにしてくださいと、具体例を挙げてくださればありがたいのですが。

【堀委員】

ケアホーム、グループホームのような難しい言葉を使わずに「障がいを持ったお子さんが同じような仲間と共同で生活できる施設があります。そういうところを利用したいですか」くらい判りやすい言葉で訴えかけていかないと。

【中田委員長】

その表現では、ケアホームとグループホームの違いが出ませんね。

【堀委員】

その違いを説明して、判ってもらほうが難しいと思います。

【塚副委員長】

ケアホームとグループホームの区別は必要ないのでは。むしろケアホーム、グループホームが地域移行のカウントになっている状況が問題だと思います。ケアホーム、グループホームは入所型のミニ施設で、施設の管理下に置かれているものですが、それを言い出せばキリがないので、ケアホームとグループホームをひとくくりにしてもいいのではないのでしょうか。

【事務局余吾】

前期の計画で言いますと、ケアホームもグループホームもひとくくりにして何人という形で3年間の見込みを立てておりますので、それでも大丈夫です。

【中田委員長】

他に、判りやすい文言に変えたほうがいいところはありますか。

【塚副委員長】

問4は人権問題に引っかかりませんか。これはかなり留意を要する設問だと思います。自分が聞かれた場合、抵抗なく回答できますか。学歴は策定に関係あるのですか。関係ない設問は省いてはどうでしょうか。今や学歴を調査するのは非常に問題で、西宮市では省いています。

【事務局余吾】

この設問は、前回の調査をそのまま移行したものです。今回の障害福祉計画だけで申しますと、おそらく特別支援学校なのかその他の学校なのかをクロスをかけて調べるとは考えられないため、この設問がなくても支障はありません。

【堀委員】

ただ、このアンケートの結果によっては今の行政の認識は変わってきます。そういう意味では意義深いところはあると思います。市民への情報提供の仕方もまったく違う方法を考えていかなければならないと行政が気づく効果はあるかもしれません。

【朝倉委員】

前回調査しているのであれば、今回はいらないのでは。

【塚副委員長】

問6で障がい者手帳を初めて取得した年齢を聞いていますが、これはクロス集計に関係ある

のですか。それから、療育手帳のなかで発達障がいの診断を受けているかと聞いていますが、
どういう区別をしているのでしょうか。

【事務局西川】

区別とは、ドクターの判断を受けているかどうかですか。

【堺副委員長】

今は過渡期なので、療育手帳に入れる考え自体がおかしいと思います。また、問6で手帳の
取得年齢が18歳未満か18歳以上かを聞いていますが、どんな意味があるのでしょうか。去年
のデータで言うと、45歳以上で新規に療育手帳を取得した人が大勢います。その理由としては、
発達障がい者が入り込んできたのか、あるいは今までサービスを受けずに済んでいた人が高齢
になりサービスが必要になったため取得したかの2つが考えられます。発達障がいかどうかは
療育手帳だけでは判りません。

【事務局西川】

手帳を持っておられる方全員に、発達障がいの診断を受けているかを聞いております。確か
に過渡期ですので、手帳の種類では療育手帳か精神の手帳を持っている方にお聞きしています。
そのなかで発達障がいの診断を受けているかどうかの確認であるため、発達障がいだけを抽出
しての設問設定は難しいかと存じます。

【堺副委員長】

ここであやふやにしていればどういった結果を生むかと言うと、発達障がい者が6.3%もい
て非常に数が多いのにもかかわらず、それに対する予算措置が遅れてしまいます。

【堀委員】

このアンケートでは、海の上に出ている氷山は見えても、海の下にある氷山は見えないまま
ですね。

【堺副委員長】

名称を発達障がいとする新たな障がいが出てきていると芦屋市に示さなければなりません。
そうする方法として療育手帳という切り口はあっても、それが不完全なため示しにくいわけ
です。

【事務局川原】

今のところ、この方が発達障がいだという形では聞きません。それもありまして、今回は手
帳のなかでお聞きするようにしました。もちろん、発達障がいを軽視しているつもりはありま
せん。

【朝倉委員】

療育手帳を持っている人に、発達障がいの診断を受けろと言いたいのですか。

【事務局西川】

そうではございません。

【堀委員】

発達障がいはプロの精神科医でも見抜くのが難しい障がいです。

【朝倉委員】

親が診断を受けさせたとして、発達障がいを持っていたと判明すれば、その部分だけ治療して治るのでしょうか。

【堀委員】

根本的な治療法は確立されていませんが、僕自身の実感を言うと、発達障がいであると診断された結果、自分の気持ちが楽になりました。発達障がい者は幼い頃からいろいろな人に責められ続けます。どうしておまえはそんなに変なのか、なぜ普通の子と同じようにできないのかと親や周りから言われ続けて苦しんでいましたが、26歳で初めて発達障がいと診断され、これは先天的な脳の問題であり自分の努力不足ではないと判明したときに、すごく救われたからです。

【堺副委員長】

三障がいの他に発達障がいが入ってきて、やっと足並みを揃えるようになりましたが、療育手帳の取得しか発達障がいだと示す方法がないので、策定委員会で何とかできないかというのが私の提案です。何もしていないと施策が遅れます。もっと言えば教育委員会も少し遅れており、各学校ではもっと困っていると思います。向こう3年のうちと言っていますが、今この策定のなかで何か工夫ができないか、提案したいと思います。ドクターの診断書があれば、発達障がいと他の障がいを区別できるでしょう。

【事務局川原】

決して診断を促すのが目的ではなく、発達障がいや高次脳機能障がいの方々の生活の実態がなかなかつかめないため、アンケートに答えていただければ何に困っておられるか、どうしたいと思っておられるかを把握できるという意図で書いております。ですから、項目としてはやはり必要ではないかと思えます。あと、問6の障がい者手帳を初めて取得した年齢についてですが、これは前回の設問をそのまま持ってきています。当時はもっと細かく年齢を聞いておりました。例えば、内部障がいは壮年期から更年期にかけての手帳取得が多いと判りまして、メタボリックシンドローム等生活習慣病の予防に力を入れていかねばならないと読みとれた効果があったのですが、今回は基本計画ではないためそこまで細かい年齢設定はいらないだろうと結論が出て、18歳がサービスの区切りなので、それを目安に聞いているところではあります。ただ、これがどうかと言われれば、省いてもいいのではないかと思います。

【中田委員長】

そんなことはないですよ。例えば発達障がいの診断を受けている人に18歳以上の方が多ければ社会的サービスを必要としますし、18歳未満の方が多ければ教育の領域になります。そうすると教育委員会に頑張ってもらわないといけなくなりますから、私は絶対にここを省いてはいけないと思います。

【堺副委員長】

発達障がいを持っている方が就労できるかどうかが問題です。発達障がいを理解してもらうために、事業者に啓発する必要があります。それで就労が可能になる率が高いからです。私は発達障がいを手帳のなかで二階建てにしておくほうがいいと思います。そうすれば、発達障が

いのある方が就労面で何に困っているかも明らかになるでしょう。

【事務局川原】

5 ページに就労についての設問がたくさんあるので、そういった意味では発達障がいの診断を受けておられる方と就労との関係も出せるかと思えます。

【遠藤委員】

その関連ですが、問 11 の（1）で一般就労をしていない理由がいくつか挙げられています。このなかでは2の障がいの状況にあった仕事がないという選択肢に近いかもしれませんが、もともと芦屋には事業所が少ないですね。事業所が少ないという選択肢がないのではと気になりました。

【堀委員】

特例子会社を、もっと芦屋にも充実させてほしいと思います。

【丸谷委員】

障がいのために書くことが困難な方や、このアンケートを郵送しにポストまで行くのが困難で、出さない人もいるかと思えます。できるかどうか判りませんが、回収率アップのためにも、地域にいらっしゃる民生委員さんや関係機関にこんなアンケートをするからご協力をお願いしますと頼んだ上で、回答や返送にお困りであれば手助けしてくれる方がいます、と調査票に一言添えてはいかがでしょうか。

【中田委員長】

回収するための工夫ですね。

【中田委員長】

結論が出ないままになっている件がいくつかあります。例えば、3年後ではなく将来にしたほうがいいのではないかというご意見ですが、これはどうしましょう。

【事務局余吾】

前は長期的な計画でしたが、今回は初めての3年計画のアンケートで、数値は変わらないというご意見はあるものの、3年後をどう考えておられるかについては、やはりこの計画では大事な数値になってきますので、できましたら3年後で進めたいと考えております。

【朝倉委員】

さきほど言いましたように、親亡き後の調査は400人中60人の意見でしかないのです、ぜひともこの機会に、残る340人にそれを聞きたいと思っています。

【事務局西川】

この障害福祉計画は、3年間のこれからの伸びなどを考えていくものであります。例えば、朝倉委員がお知りになりたい内容を次回の基本計画のなかで聞く形にするのはいかがでしょうか。基本計画は芦屋市の施策の方向を決めるものですので、そこで聞くほうが適切かと思われます。

【中田委員長】

療育手帳所持者全体の話として、それで納得いただけますでしょうか。

【朝倉委員】

育成会で出た数値を持って、私が行政にあたります。

【事務局余吾】

そのときに議論になるかもしれませんが、行政的にはお伺いしにくい内容であることはご理解ください。

【朝倉委員】

親が亡くなった後、施設に入りたいと思っても受け皿がありません。

【堺副委員長】

新聞に兵庫県内の障がい者施設の待機人数が 391 人で、3 年前の 5.6 倍に増えているという記事が載っていました。入所施設がまだまだ足りません。しかし国は地域移行とばかり言って、不完全なケアホームやグループホームへ追い出そうとしています。これが第三者の調べた現実の数字です。それと、知的障害児施設の三田谷学園では 37 人中 11 人が 18 歳児童です。来年高等部 3 年生になる子が 6 人いて、再来年は 5 人います。つまり、再来年には 22 人もが学校へ行かない加齢児となります。学校へ行っている子と年齢的に行けず日中を施設で過ごしている子の二重構造になって、職員の負担が増えます。こういう現象を改善するためにケアホーム、グループホーム、あるいは翠ホームからの地域移行を促さなければなりません。翠ホームに入りたい人が大勢います。何とか根本的にいい巡回をしていかねばならないと考えている我々法人の現実もあります。ところが、ちょっとやそつとではこの数字に追いつきません。そこへ持ってきて、親亡き後の待機者も含めてケアホームを早くつくらなければならず、行政も施設も個人も、皆が汗を流さなければならない局面にきています。3 年後の話に戻ると、3 年後とはゴールインする数字なのか、スタートラインに立つ数字なのかという見方をしなければなりません。それが見えてこないから将来に置き換えてはどうかと言っているのです。やはり、3 年後のほうがいいのでしょうか。

【事務局余吾】

今回は計画が 1 つだけです。今回は基本計画と障害福祉計画の両方を策定しておりまして、その際には将来という形で聞いていました。3 年ごとの分だけでアンケートをとるのは今回が初めてですので、今回は 3 年スパンで、そして、次の基本計画策定の折に将来を聞きたいと、事務局としては考えております。

【事務局川原】

アンケートの最後、災害への備えと障害福祉計画との関係についてのご質問がありましたが、基本的には障害福祉計画に入ってくるものではありません。ただ、震災後やはり障がいのある方への災害時の支援が問題になっており、防災の計画では搬送計画も含めた支援体制をつくらうとなっています。そしてせつかくの機会ですので、例えば本当に基本的な事柄である避難場所を知っているかを聞いております。これが非常に少ないようであれば、もっと避難所の PR をしていかなければいけないでしょうし、津波発生時の一時避難施設は避難所に比べておそらくもっと知名度が低いのではないかと予測しております。もしそれが当たっていたら、このアンケート結果が根拠となり、防災安全課にもっと PR してくださいと訴えることができる非常に有効な手段となります。ですが、この障害福祉計画に直接かかわるものではないかとご意見を申し上げます。

【中田委員長】

今はここに皆さん関心があるでしょうから、この1ページがあるだけで前に戻って書く気になってもらえるかもしれません。ぜひPRするよう、防災安全課にお伝えください。

まだまだ検討したいのですが、時間が迫ってきました。文言を判りやすくする点については委員長と副委員長に一任で、よろしいでしょうか。

事業所用のアンケートが、まだ残っていますが。

【事務局西川】

調査票を事前に送付しており、お読みになっていると思いますので、ご意見等あれば伺います。

【堺副委員長】

芦屋市のサービス提供事業所にこの調査票を配りますよね。そのときにサービス提供事業所がどのくらいあるかを、オープンにしてください。

【事務局西川】

現在、市内に35ございます。

【堺副委員長】

我々は、そのうちの12~13しか知りません。

【事務局西川】

これは地域生活支援事業の移動支援等も含めており、市外の事業所は110くらいです。

【堺副委員長】

芦屋市内の人が利用しているすべての事業所が調査対象なのですか。

【事務局西川】

現実的には移動支援等で市外の事業所を利用されている方もいらっしゃるのですが、そういったところが事業を膨らませる予定があるのかどうかを把握したいねらいもあり、市内35に加えて市外110くらいを予定しております。

【天津委員】

この調査は、各事業所が将来どういうことを考えているかを吸収するのが目的ですね。相談事業で、ケアマネジャー的な立場の人が相談を受けたときに、ここにこういった事業所がありますよ、と紹介する目的ではないですね。相談に来られた方のためには、別途そういうリストがありますよね。

【事務局西川】

そうですね。リストとしては、ございます。

【天津委員】

これは、各事業所が将来に向かってどんな事業計画を持っているかを聞くためのアンケートですね。

【事務局西川】

主な設問としましては、現在でもまだ受け入れが可能なのか、3年間で定員を拡大する予定があるのかをまずお聞きします。そして施設側から見られたときに、就労系でしたら一般就労を進めるのにどんな問題があるのか、施設入所されている方でしたら地域移行をしていく上で

どんな問題点があるのかといった事業者側のお考えも伺います。さらには、災害時に各事業所で何ができるかもお聞きしたいと思っております。

【福田委員】

記入方法で判らないところがあるのですが、事業所の提供可能時間数は現利用時間数なのか、空いている時間数なのか、それともトータルですか。

【事務局西川】

トータルです。

【福田委員】

今、実際に派遣している時間数プラス余力ですか。

【事務局西川】

はい。余力の分だけを書いていただくのではなく、現在MAXで出せる時間数です。

【福田委員】

そこが少し判りづらいので、何か加筆をお願いします。

【堀委員】

僕ら当事者自身も100%行政におんぶに抱っこでいいとは考えていません。障がい者であってもお金を稼ぐ能力の高い者からは所得税みたいにお金を取って、それを障がい者福祉のためのお金として使うシステムを構築していけばいいと考えています。

【中田委員長】

今回のアンケートとは関係ないけれども、障がい者の制度設計そのものに対するご意見として伺っておきたいと思います。他にご意見ありますでしょうか。3ページ3の(1)は入所している方が3年後希望される生活を、事業者が想定して書くのですね。

【事務局西川】

はい。

【天津委員】

津波が来たら、やはりマンションに避難するのが一番安全だと思います。障がい者だけでなく一般市民も緊急時には近くのマンションに避難できるよう、市から話をしておいてください。

【中田委員長】

今のご意見も防災安全課にお伝え願います。他にないですか。それでは、活発にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

【事務局西川】

本当に、長い時間ありがとうございました。事務局で修正いたしまして、各対象者、各団体に送付したいと思います。本日頂戴しましたご意見を、委員長と副委員長が預かる形にさせていただいてよろしいでしょうか。

【中田委員長】

アンケート調査票について皆様のご意見を伺うのはこれが最初で最後なのですが、ご了解いただきましてありがとうございます。

【事務局西川】

次回はアンケート結果を集約したものを報告させていただきたいと思います。開催は10月10日の週を予定していますが、また正式に決まりましたら、ご連絡さしあげます。 閉会